

宇和島市奨学金返済支援補助金交付要綱

平成28年3月25日

要綱第27号

(目的)

第1条 この要綱は、宇和島市奨学金返済支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて必要な事項を定め、円滑な補助金交付を行い、宇和島市への移住定住及び地元就職の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校をいう。
- (2) 事業所等 事務所、事業所、工場、倉庫、施設等をいう。
- (3) 第一次産業 農業、林業及び漁業をいう。

(補助対象となる奨学金等)

第3条 補助金の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 日本学生支援機構第二種奨学金
- (3) 愛媛県奨学資金
- (4) 宇和島市奨学資金
- (5) その他市長が認める奨学金等

(補助金の受給要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、公務員以外の者で、かつ、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 大学等に進学し、在学中に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (2) 月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返済を遅延なく行っている者
- (3) 補助金の交付を申請しようとする年度の前年度以前に奨学金等の返済を開始した者
- (4) 補助金の交付申請年度において満40歳以下の者で、次条の規定による補助金の算定対象期間の間に本市に住民登録があり、現に居住している者で、引き続き交付申請初年度から5年間を超える期間、本市に居住する意思がある者。
- (5) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者

ア 平成27年3月1日以降に事業所等に就職し、1年以上継続して雇用さ

れている者

イ 平成27年3月1日以降に起業し、1年以上継続して事業を行っている者

ウ 平成27年3月1日以降に第一次産業に従事し、1年以上継続して従事している者

(6) 市税等を滞納していない者

(補助金の算定対象期間及び交付対象経費)

第5条 補助金の算定対象期間は、補助金の交付を申請する年度の前年度の1年間とする。ただし、国、県及び宇和島市による奨学金返済支援を目的とした他の補助金等の交付を受ける場合は、その算定対象期間を、本補助金の算定対象期間から除くものとする。

2 交付対象経費は、前項に規定する期間に返済した奨学金の額とする。ただし、繰上げ返済等による奨学金の返済額は、補助金の交付対象経費には含まない。

(補助金の額及び期間)

第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した額の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付を受けることができる回数は、最大5回とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宇和島市奨学金返済支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し
- (2) 申請日までの奨学金等の返済額を証する書類の写し(預金通帳、領収書等の写し)
- (3) 奨学金等の全体の返済計画を確認することができる書類の写し
- (4) 市税等の納税証明書又は非課税証明書
- (5) 事業所等から交付される労働条件通知書又は就労証明書(様式第2号)。

ただし、第4条第5号イに該当する者にあつては自らの業を営むことを証する書類(登記事項証明書又は開廃業等届出書等の写し)とし、同号ウに該当する者にあつては所得を証明する書類(確定申告書等の写し)とする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に対し宇和島市奨学金返

済支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は補助金の交付を受けようとするときは、宇和島市奨学金返済支援補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（異動の届出）

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく宇和島市奨学金返済支援補助金異動届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- （1）市外へ転出し、又は宇和島市内で転居するとき。
- （2）氏名が変更となったとき。
- （3）就労状況等に変更があったとき。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助金の交付決定後、前条の届出があったとき。
- （2）提出した書類に虚偽その他不正があったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、宇和島市奨学金返済支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し宇和島市奨学金返済支援補助金返還命令書（様式第7号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。